

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年3月号 | No. 03/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 2018年 PCT 出願

2018年もPCTの利用は伸び続け、PCT出願件数は250,000件と新記録を達成しました。推定出願件数の253,000件<sup>1</sup>は2017年比で3.9%の増加となりました。中国、インドおよび大韓民国による大きな伸びを受けて、この度初めてアジアに拠点を置く出願人が全PCT出願件数の半数以上(50.5%)を出願しました。欧州の出願人が全出願件数の24.5%を占め、北米は23.1%を占めました。

米国に拠点を置く出願人が引き続き出願件数第1位を維持しました。56,142件が出願され、2018年の全出願件数の22.2%を占めています。次に中国が僅差で続き(53,345件)2年連続の第2位となり、全出願件数の21.1%を占めました。2017年と同様に、第3位、第4位と第5位は日本(49,702件)、ドイツ(19,883件)そして大韓民国(17,014件)となりました。

上位10ヶ国における各国の合計出願件数および全出願件数に対する各国のシェアは以下のとおりです。

1. アメリカ合衆国	56,142	22.2%
2. 中国	53,345	21.1%
3. 日本	49,702	19.6%
4. ドイツ	19,883	7.9%
5. 大韓民国	17,014	6.7%
6. フランス	7,914	3.1%
7. 英国	5,641	2.2%
8. スイス	4,568	1.8%
9. スウェーデン	4,162	1.6%
10. オランダ	4,138	1.6%

<sup>1</sup> この合計と後に続く数値は暫定値ですのでご注意ください。国際事務局では2018年に国内及び広域官庁に出願された全てのPCT出願を受理しておらず、確定した数値は年内に公表されます。

上位15ヶ国のうち、インド(+27.2%)およびフィンランド(+14.7%)の2ヶ国のみが、2018年に2桁の年間成長率を記録しました。中国(+9.1%)と大韓民国(+8%)も高い成長率でしたが、中国は2002年以来最も低い成長率でした。英国は1.3%の出願件数の増加を記録し、5年連続の成長率を示しています。一方、オランダ(-6.6%)、フランス(-1.2%)および米国(-0.9%)はそれぞれ出願件数の減少となりました。

全ての国の出願件数、ならびに2017年の出願件数との比較に関する情報は、以下のリンクからWIPOプレスリリースPR/2019/830のアネックス1をご覧ください。

[www.wipo.int/pressroom/en/articles/2019/article\\_0004.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2019/article_0004.html)

中国の電気通信会社である、ファーウェイ テクノロジーズ (Huawei Technologies Co. Ltd) は2年連続で引き続き最上位出願人となり、2018年は5,405件の出願が公開されました。それに続いて三菱電機株式会社(日本)、インテル (Intel Corporation) とクアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)、そして中興通迅 (ZTE Corporation) (中国) となりました。上位10出願人と2018年に公開されたPCT出願件数を以下に列挙します。

1. ファーウェイ テクノロジーズ (Huawei Technologies Co. Ltd) (中国)	5,405
2. 三菱電機株式会社(日本)	2,812
3. インテル (Intel Corporation) (米国)	2,499
4. クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	2,404
5. 中興通迅 (ZTE Corporation) (中国)	2,080
6. サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (大韓民国)	1,997
7. BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,813
8. LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (大韓民国)	1,697
9. エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ)) (スウェーデン)	1,645
10. ロバート・ボッシュ (Robert Bosch Corporation) (ドイツ)	1,524

上位50PCT出願人の一覧はプレスリリース(アネックス2)で公表されています。教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が1993年以降PCT制度の最大ユーザとしての地位を維持しており、501件の出願が公開されました。上位10の教育機関については、米国の5機関とアジアの5機関が占めており、中国の大学が初めて上位10に入りました。教育機関からの出願の詳細はプレスリリース(アネックス3)をご覧ください。

技術分野別のPCT出願件数に関しては、デジタル通信(合計の8.6%)が公開された全PCT出願件数の最大シェアを獲得し、コンピュータ技術(8.1%)を上回りました。次に電子機器・装置・エネルギー(7%)、医療技術(6.7%)と運輸(4.6%)が続いています。上位10の技術分野のうち、2018年に最も成長率が高かったのは、運輸(+11.3%)、デジタル通信(+10.1%)および半導体(+9.8%)でした。公開された出願の技術分野別の詳細はプレスリリース(アネックス4)をご参照ください。

2018年の最終的な数値の（PCT年次報告の形式での）公表は年内のPCT Newsletterでお知らせします。

## 国際機関会合（MIA）

第26回PCT国際機関会合（MIA: Meeting of International Authorities）は、2019年2月13日から14日までエジプトのカイロで開催されました。議長による要約と作業文書は、以下のWIPOウェブサイトからご覧ください。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=50526](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=50526)

議論されたトピックスには以下を含みます。

- 品質サブグループ会合の結果および品質管理に関するさらなる作業の勧告。詳細は議長による要約（文書 PCT/MIA/26/13 のアネックス II）をご参照ください。
- 欧州特許庁が主導する PCT 最小限資料タスクフォースの現状報告（文書 PCT/MIA/26/8）。本会合では PCT 最小限資料の一部となる特許コレクションの技術的要件を議論するためのタスクフォースの会合を開催する可能性について合意しました。
- PCT 手続の国際段階と国内段階の連携促進を目的とした、日本国特許庁による PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの修正提案（文書 PCT/MIA/26/6）。
- “ネットティングシステム”の導入に関する進捗報告。当システムは PCT 手数料の取引における為替変動による手数料収入の損失を防ぐとともに、受理官庁および国際調査機関のためのコストと作業を抑えるために提案されました。IB は第 12 回 PCT 作業部会にて、当システムを PCT の法的枠組みに組み込むための提案を提出する予定です（文書 PCT/MIA/26/3）。
- ヌクレオチドおよびアミノ酸の配列リストの提出に関して、WIPO 標準 ST.25 から XML 形式に基づく WIPO 標準 ST.26 への移行（文書 PCT/MIA/26/2）。
- 2018 年 7 月に開始され、3 年間実施予定の五大特許庁（IP5 Offices）間の協働調査および審査（CS&E）第 3 次試行プロジェクトの運用フェーズ。本試行プロジェクトの下、五大特許庁は英語以外の言語による出願の受理を開始しました（文書 PCT/MIA/26/4）。
- 官庁で電子通信手段が利用できなかったことによって出願人が期限を遵守できなかった場合のセーフガード（文書 PCT/MIA/26/5）。
- PCT 規則 4.11（継続出願、一部継続出願、原出願または原特許の表示）に基づく表示の補充または追加のための PCT における法的根拠の提供（文書 PCT/MIA/26/7）。
- 国際出願における国内分類記号の使用（文書 PCT/MIA/26/10）。

- 国際調査報告書および見解書の品質向上のための中華人民共和国国家知識産権局による提案。またこれに関連して、審査官、出願人、および第三者を含むこれらの作業成果物の提供者およびユーザを対象とした調査を計画し実施するための提案（文書 PCT/MIA/26/11）。
- 受理官庁に出願された国際出願の国際調査・予備審査を実施する管轄国際調査機関および予備審査機関について、受理官庁が管轄国際調査機関及び予備審査機関を特定する手続きを削除し、代わりに出願人がいずれの国際調査機関でも選択できるようにする旨のインド特許庁による提案。（文書 PCT/MIA/26/12）。

会合に出席した機関は、出願人、受理官庁、国際機関や第三者が利用するために IB が提供しているさまざまな電子サービスの最近の進展に関して謝意を示しました（文書 PCT/MIA/26/9）。さらにこの電子サービスについて、官庁間でのデータの相互交換と出願プロセスのさまざまな段階で再使用するために、データは一貫した基準に従い作成される必要があることが出席した機関により指摘されました。また、各官庁の電子サービスにおける整合性、特に願書の書誌データや、DOCX 形式などから出願本体への変換、そして調査報告書および予備審査報告書の XML 形式データの整合性を確保するため、詳細な計画を共有する重要性も強調されました。

## 国際出願の電子出願および処理

### ケニア工業所有権機関による電子形式での国際出願の受理および処理の開始

受理官庁としてのケニア工業所有権機関は、2019年4月1日から電子形式での国際出願の受理および処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は ePCT 出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件および運用を含む通知は、公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (KE) が更新されました)

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを利用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

### ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI)

ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI) は、DAS 提供庁および取得庁として 2019年4月1日から運用開始することを国際事務局 (IB) に通知しました。

詳細は以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10738](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10738)

### イスラエル特許庁

イスラエル特許庁は、DAS 提供庁および取得庁として 2019 年 5 月 1 日から運用開始することを IB に通知しました。

詳細は以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10740](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10740)

### 協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ

協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細は、PCT Newsletter 2018 年 7-8 月号でお知らせしました。本試行プログラムでは、五大特許庁<sup>2</sup> (IP5 Offices) は出願人による特定の参加申請に基づいて、全ての IP5 の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告書と見解書に貢献します。各五大特許庁は主 ISA として初年 (2018 年 7 月から 2019 年 6 月まで) はおよそ 50 件の国際出願を処理し、2 年目 (2019 年 7 月から 2020 年 6 月まで) にも同様の件数を処理します。

### 参加庁に関するお知らせ

#### 日本国特許庁 (JPO)

JPO は CS&E 試行プロジェクトのフレームワークにおける主 ISA として、当初は英語で出願された国際出願に関して本プロジェクトへの参加申請を受け付けていたことは以前にお知らせしました。そして 2019 年 4 月 1 日からは、JPO は日本語で提出された国際出願に関する参加申請を受け付けます。そのような出願が仮に受理された場合、出願の英語の翻訳文は仮の受理の通知日から 1 カ月以内に提出される必要がある点にご留意ください。詳細は以下のリンクをご覧ください。

[www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/document/pct\\_kyoudouchousa\\_shikou/pilot\\_project\\_e.pdf](http://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/document/pct_kyoudouchousa_shikou/pilot_project_e.pdf)

#### 欧州特許庁 (EPO)

EPO は CS&E 試行プロジェクトのフレームワークにおける主 ISA として、2018 年 9 月までにすでに英語での国際出願の初年の割当件数を受理したことはお知らせしました (PCT Newsletter 2018 年 9 月号)。また 2019 年 1 月 1 日からは、仏語または独語で提出された国際出願の受理を開始しました (PCT Newsletter 2018 年 12 月号)。EPO は、仏語と独語での出願に関してはまだ必要な割当件数に達していないため、限定された人数ではありますが、これらの言語で出願する出願人はまだ本試行プロジェクトに参加可能である旨を公表しました。そのような出願が仮に受理された場合、出願の英語の翻訳文は仮の受理の通知日から 1 カ月以内に提出される必要がある点にご留意ください。詳細は以下のリンクをご覧ください。

---

<sup>2</sup> 中華人民共和国国家知識産権局、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁および米国特許商標庁。



<https://www.epo.org/service-support/updates/2019/20190220.html>

## 米国特許商標庁による 2019年2月20日の休業

米国特許商標庁 (USPTO) は、悪天候のため公務上の処置として 2019年2月20日に休業しました。この日は連邦政府が定める祝日とみなされます。その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたった場合、その期限は延長され、次の就業日である 2019年2月21日に満了となります。当官庁による休業の告知は、USPTO の以下のウェブサイトに掲載されました。

[www.uspto.gov/sites/default/files/documents/closure-20190220.pdf](http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/closure-20190220.pdf)

## PCT 最新情報

CN: 中国 (官庁の名称)

CO: コロンビア (手数料)

GR: ギリシャ (出願言語)

IS: アイスランド (所在地とあて名)

JP: 日本国 (インターネットアドレス)

KE: ケニア (電子出願)

KZ: カザフスタン (電話番号、通信手段、国際型調査に関する規定)

調査手数料 (国立工業所有権機関 (ブラジル))

国際調査報告書、補充国際調査報告書および国際予備審査報告書に引用された文献の写し (カナダ知的所有権庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁 (PRH)、イスラエル特許庁、日本国特許庁、ウクライナ経済開発通商省・知的所有権部、国立工業所有権機関 (チリ))

国際調査機関および予備審査機関、ならびに該当する場合には補充調査機関としての以下の官庁は、出願人および指定/選択官庁による、国際調査報告書、補充国際調査報告書および国際予備審査報告書に引用された文献の写しの入手方法を明記しました。

カナダ知的所有権庁

連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)

フィンランド特許登録庁 (PRH)、

イスラエル特許庁

日本国特許庁

ウクライナ経済開発通商省 知的所有権部

国立工業所有権機関 (チリ)

詳細は PCT 出願人の手引 附属書 D (CL、FI、IL、JP、RU、UA)、SISA (FI、RU、UA) および E (CA、CL、FI、IL、JP、RU、UA) をご覧ください。

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### PCT 実施細則

PCT 実施細則 付属書 F の添付書類 I に 2019 年 4 月 1 日付で修正がなされました。修正は PCT 予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401)、予備審査請求書様式に付属する手数料計算用紙、および PCT 願書様式(PCT/RO/101) に付属する手数料計算用紙に関連しています。

上記の修正を含み、2019 年 4 月 1 日に発効する添付書類 I の全文は、それぞれ以下のリンクにて英語と仏語の PDF 形式で掲載されています。

[www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai\\_dtd\\_13.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_dtd_13.pdf)

[www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai\\_dtd\\_13.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai_dtd_13.pdf)

### PCT 出願人の手引 (スペイン語版)

PCT Newsletter 2019 年 2 月号に掲載されたお知らせに加えて、PCT 国際段階の詳細を含む PCT 出願人の手引 “国際段階の概要” のスペイン語版が、2019 年 1 月 31 日付で更新されました。以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/es/appguide/](http://www.wipo.int/pct/es/appguide/)

### 品質報告書

国際調査機関および予備審査機関は、国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成しています<sup>3</sup>。2018 年の報告書は以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html](http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html)

### PCT に関する記事

WIPO マガジン (2019 年第 1 号) の以下の記事へのリンクが、PCT ウェブサイトの “PCT in the News” (以下の URL) に追加されました。

[www.wipo.int/pct/en/news/pct\\_news.html](http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html)

### Elaphe : 電気自動車の開発を推進

内燃エンジンは、1 世紀以上にわたり自動車産業を支配してきました。しかし、自動車による環境への影響や交通安全に関する懸念から、電気自動車やインホイールモーター市場への関心が高まっています。インホイールモーターによる自動車の駆動力は、モーターが自動車の車輪に配置されて直接動力が

---

<sup>3</sup> PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの 21.26 項および 21.27 項に従って作成される。

供給されるため、シンプルでエネルギー効率に優れています。リュブリャナを拠点とするスロベニアの会社である Elaphe Propulsion Technologies は、過去 15 年間、インホイールモーターのデザインと製造の最前線にいます。同社の最高技術責任者である Gorazd Gotovac 氏は、PCT の活用経験について WIPO Magazine に述べています。

“Elaphe は PCT を広範囲に活用しており、それにはいくつかの理由があります。このプロセスはシンプルで、かつ技術水準に関する当社独自の調査を補完する調査報告書を提供してくれます。日々新しいイノベーションが生まれる動的な環境では、PCT プロセスの期間は、市場や製品の情報が明確になり特許を取得することによる経済的利益が評価されやすくなるまで戦略的決定を遅らせることができます” と Gotovac 氏は説明しています。

WIPO マガジンは、以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/index.html](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html)

また 2019 年第 1 号は、以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/2019/01/](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2019/01/)

### 欧州特許庁における新しい手数料払戻し手続

欧州特許庁 (EPO) は、2019 年 4 月 1 日から、出願人が EPO に保有する口座、または銀行口座<sup>4</sup>のいずれかに払戻しを受けることを選択できるようになる旨を国際事務局に通知しました。今後、小切手では手数料は払戻しされなくなります。

改正された払戻し手続の下では、EPO は出願人/代理人が返還請求の指示書に記載した口座であればいかなる口座であっても手数料の払戻しを行うため、ユーザにとっても返還の受取人についてより柔軟な選択ができるようになるでしょう。EPO に国際出願を提出するときは、必ず明確かつ最新の情報に基づいて返還請求の指示を行ってください。これらの返還請求の指示は、EPO オンライン出願<sup>5</sup>、新規のオンライン出願 (CMS)、ePCT または PCT-SAFE を介して、電子的に処理可能な形式 (XML) で提出されることが望ましいでしょう。欧州段階移行時には、様式 1200e を使用して提出される必要があります。

---

<sup>4</sup> EPO はクレジットカードへの払戻しは行わないこと (OJ EPO 2017, A73、項目 IV) にご留意ください。

<sup>5</sup> (PCT 国際段階での) 返還請求の指示は、PCT-SAFE の 2019 年 4 月の新バージョンがシステムへ統合された後の ePCT、PCT-SAFE、または EPO オンライン出願や新規オンライン出願 (CMS) を介して、願書様式 (PCT/RO/101) 上で作成し提出することができます。2019 年 4 月 1 日からは返還請求の指示書は、eOLF の PCT-SFD および PCT-DEMAND、CMS の様式 1038PCT、ePCT の DEMAND を利用したこれら 3 つの出願方法から、後続の中間書類として提出することもできます。EPO で利用可能なその他のオンライン出願手段では、2019 年 4 月 1 日からは制限なく、返還請求の指示書の提出に使用することができます。ユーザは EPO のウェブサイト ([www.epo.org/pct](http://www.epo.org/pct)) から情報をご覧ください。



EPO が口座への払戻しができない場合には、関係当事者に EPO のウェブサイトを通じて返還請求するよう求めます。セキュリティ上の理由から、EPO はその当事者に 2 つの通信を送付します。一つ目の通信は払戻しに関するアドバイス（例えば、様式 PCT/ISA/213）で、2 つ目の通信には払戻しを特定して請求するために必要なコードが含まれます。払戻しを請求するには、[www.epo.org/fee-payment-service/en/refund](http://www.epo.org/fee-payment-service/en/refund) に行き、電子メールアドレスとパスワードを登録してください。2 つの通信に共通する情報は、出願人/代理人の書類記号および/または出願日です。

登録してサインインしたら、必要なことは出願番号、払戻しのコードと関連する銀行口座の詳細を入力するだけです。EPO が保有する口座を記載することもできます。詳細については、“欧州特許庁の手数料払戻し手続に関する 2019 年 2 月 27 日付の通知”をご参照ください。

[https://www.wipo.int/pct/en/newslett/2019/article\\_0010.html](https://www.wipo.int/pct/en/newslett/2019/article_0010.html)

## 2019 年世界知的所有権の日: IP (知的財産) とスポーツでゴールドを目指して

今年の世界知的所有権の日のテーマである“IP とスポーツでゴールドを目指して”では、スポーツの世界を詳しく見ていきます。イノベーション、クリエイティビティそして知的財産 (IP) が、どのように世界中のスポーツの発展とその楽しさを奨励し、保護することで支えているのかを探索しています。

WIPO 加盟国は 2000 年に IP の一般的な理解を深める目的で、1970 年に WIPO 条約が発効した日である 4 月 26 日を世界知的所有権の日 (ワールド IP デー) として指定しました。それ以来、ワールド IP デーには、IP がどのように音楽や芸術そして私たちの世界を形作るのに役立つイノベーションの推進に貢献しているのかを考え、世界中の人々と参加するユニークな機会を毎年提供してきました。

ワールド IP デーの詳細やワールド IP デーの活動への参加方法のアドバイスについては、WIPO ウェブサイトをご覧ください。

[www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/](http://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/)

このサイトからは、キャンペーンの情報や世界中で開催されているワールド IP デーのイベントを提供するインタラクティブなイベントマップへのリンクが見つかります。

参加することで刺激しあいスポーツの力を共に祝いながら、団結し革新していくことで人類の功績を奨励していきましょう。

## 実務アドバイス

**出願の戦略: 国際出願を国内 (もしくは該当する場合には広域) 官庁または受理官庁としての国際事務局に出願するかどうかを決定する際に検討すべき要素 - カナダ国民である米国居住者の事例**

Q: 当方は米国の特許代理人であり、米国の居住者でありカナダ国民であるクライアントから話を受けています。そのクライアントが保護を希望している発明は、米国における先の国内出願の対象でした。クライアントは PCT 出願を提出し、できれば将来その特許権を売却する予定です。国際段階の期間中、新しい出願人がアジアの国からできる可能性があります。どの受理官庁に出願を提出するのか決定する際に、どのような要素を考慮する必要がありますのでしょうか？

A: PCT 規則 19.1 に従い、国際出願は出願人が国民であるおよび/または居住者である締約国の国内官庁、または受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に提出される必要があります。

あなたのクライアント (以下 “出願人”) の国籍と居住地から、当出願人は米国 (RO/US)、カナダ (RO/CA) または RO/IB の受理官庁 (RO) に PCT 出願を提出するオプションがあります。

以下を含むいくつかの要素が、出願人の RO の選択に影響する場合があります。

- 国の安全に関する考慮事項
- 代理人が RO に対し業として手続をする権能
- 国際調査機関 (ISA) および国際予備審査機関 (IPEA) の選択
- RO が受理する言語
- RO に対し電子出願が可能かどうか
- RO が (PCT 規則 26 の 2.3 に基づく優先権の回復のような) 特定の救済措置 (セーフガード) の規定に関して不適合を通知しているかどうか
- 12 カ月の優先期間の満了間際に出願する場合のタイムゾーンの時差や RO の開庁時間、そして
- 関連する官庁への出願費用 (送付手数料や RO に支払われる所定のその他の手数料は、官庁間で異なります)、また RO が手数料減額を提供しているのか、ならびに手数料の支払方法

あなたの質問で説明された状況を考慮しながら、どの RO に出願するのかを決定する際にあなたが検討したいであろう特定の要点のいくつかを見ていきましょう。これらは網羅的なものではなく、他にも考慮すべき事項があり得る点にご留意ください。

### 国の安全に関する考慮事項

関連する国内官庁で同一の発明の出願を一定の期間内 (国内官庁間で異なる) より前に提出し、他の官庁に出願すべきでない旨の安全保障に関する通知を受け取っていない場合、またはあなたが明示的に請求し許可を得た場合には、多くの場合において他の官庁に出願する許可を得ていると考えられます。米国の国内法では、国内で行われた発明に対して特許出願の提出に関する制限が設けられていることにご留意ください。国の安全上の理由から他の官庁への国際出願の提出を制限する既知の国内法は、以下に要約されています。以下のリンクからご覧ください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/nat\\_sec.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/nat_sec.html)

RO/US へ出願する場合: 国際出願の主題が先の出願の主題と同一であり、その優先権が国際出願で優先権主張され、かつ国際出願が先の出願と同じ官庁に提出される場合、安全保障に関する必要な点検は通常、国際出願を提出するまでにすでに行われています。そうでない場合には、RO/US は国の安全上の

クリアランスが与えられるまでは、出願処理のための IB への（および国際調査の目的のための ISA への）出願書類の転送を行いません。

RO/CA または RO/IB へ出願する場合: RO/IB または RO/CA に直接出願する場合、これらの官庁はどちらも国の安全保障規定の点検は行いません。そのため出願前に、PCT 出願が米国の国の安全保障に関する要件に従っていることを確認することは、あなたの責任となります。

### ISA と IPEA の選択

特許の保護が最終的に求められる地域に特に関連のある先行技術を調査する ISA を選択することが可能な場合には、その選択は有用になり得るでしょう。例えば、特許の保護が日本で求められるのであれば、ISA/JP を選択することは有用な場合があります。当該官庁が日本語の関連する先行技術を発見する場合があります、言語上の理由から他の ISA にはアクセスできない可能性があるためです。あなたが最終的に特許を取得したいのと同じ官庁である ISA（または IPEA）から肯定的な調査/審査結果を得た場合には、国内審査で当該官庁から肯定的な結果を得ることは容易になるべき点は、念頭に置くべきです。しかしながら、ISA（または IPEA）の選択は、国際出願を提出する RO に応じて制限されています。

RO/US: RO/US は、以下の庁を ISA（および IPEA）として指定しているため、ISA（および IPEA）の幅広い選択があります。オーストラリア（AU）、イスラエル（IL）、日本（JP）、大韓民国（KR）、ロシア連邦（RU）、シンガポール（SG）、米国の官庁および欧州特許庁（EP）。

RO/CA: RO/CA は、当該官庁のみを ISA（または IPEA）として指定しているため、RO/CA に対し出願した場合、他の官庁を ISA（または IPEA）として選択することはできません。

RO/IB: 管轄 ISA（または IPEA）は、出願人が居住者または国民である締約国の、またはその締約国のために行動する国内官庁に対して国際出願が提出された場合と、同様の管轄官庁となります（PCT 規則 35.3 および 59.1(b) 参照）。これは、居住国と国籍が異なる出願人が国際出願を RO/IB に対し出願する場合、RO として行動する国内（または該当する場合は広域）官庁に対する出願と比較して、より幅広い管轄 ISA の選択があることを意味します。例えばあなたの事例では、ISA を選択する際、（出願人の居住国を考慮して）RO/US ならびに（出願人の国籍を考慮して）RO/CA により ISA（または IPEA）として行動するよう指定された官庁を選択できるため、ISA/IPEA の選択範囲を広げることができます。

どの受理官庁に国際出願を提出したかにかかわらず、補充国際調査を提供する機関による当該調査を請求することができます。ただし補充国際調査に指定される機関は、国際調査を実施した機関とは異なる機関であることです。

### RO に対し業として手続をする権能

3つの RO のいずれも出願人に代理人の選任を求めてはいませんが、代理人が選任される場合には充足されるべき一定の要件があります。

RO/US: 業として手続を行う権能を有することが USPTO に登録されていることを条件に、あなたは RO/US に対して出願する場合の国際出願の代理人として行動する権利があります。

RO/CA: 代理人は、官庁に対して業として手続を行う権能を有する者または法人でなければなりません。あなたが RO/CA に対して行動する権利がなく、出願人が官庁に対して代理人によって代理されることを望む場合には、出願人は要件を満たす別の代理人を選任する必要があります。そうでなければ、

あなたは通知のためのあて名として含まれますが、RO または国際機関へのいずれの書類の提出も出願人によって署名される必要があります。

RO/IB: PCT 締約国の居住者または国民が直接 RO/IB に国際出願を提出する場合 (PCT 規則 19.1(a)(iii)) には RO/IB は “世界共通の RO” と見なされますが、この場合にいずれの代理人でも RO/IB に対して代理人として行動できるわけではありません。業として手続を行う権能は PCT 規則 83.1 の 2<sup>6</sup>により定められており、どの代理人が特定の国際出願のために行動できるかの問題は、すべての出願人の国籍や居住地に関連しています。出願人は米国の居住者であり、あなたはおそらく RO/US に対して代理人として行動する権利があるので、(RO/CA に対して業として手続を行う権能を有する代理人と同じように) あなたも関係する国際出願についても RO/IB に対して代理人として行動する権利も有しているでしょう。

この実務アドバイスで提起されたその他の事項に関する詳細 (例えば、許可されている出願言語、RO に対し電子出願が可能かどうか、支払うべき手数料の金額、PCT 規則 26 の 2.3 に基づく優先権の回復と適用される基準に関する情報) は、PCT 出願人の手引 附属書 B および C の関連する官庁をご参照ください。以下のリンクに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html](http://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html)

また特定の RO が、あなたが出願する可能性のある RO に影響を与えかねない不適合通知があるのかどうかを調べるためには、以下のリンクにある表をご利用ください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

官庁情報を比較するのに役立つ別の資料として、“ePCT Reference Data Lookup” にある “Office Profile” は以下のリンクからご覧ください。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/home.xhtml>

WIPO 日本事務所は世界知的所有権の日 (4 月 26 日。今年のテーマは “知財とスポーツ”) に東京で講演会を開催します。是非ご参加ください。(事前の申込要・無料)  
<https://www.eventbrite.com/e/2019world-ip-day-426-registration-55323354643>

<sup>6</sup> PCT 規則 83.1 の 2(a) に従い、出願人がその居住者もしくは国民である締約国または、2 人以上の出願人がある場合には、これらの出願人のうちのいずれかがその居住者もしくは国民である締約国の国内官庁またはその締約国のために行動する国内官庁に対し業として手続をとる権能を有する者は、国際出願について RO/IB に対し業として手続をとる権能を有します。